

川崎市立高等学校定時制課程（夜間）給食実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）定時制課程（夜間）（以下「定時制課程」という。）の生徒の健康増進及び、就学奨励を図るため、定時制課程の学校給食（以下「夜間給食」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対 象）

第2条 夜間給食の対象者は、高等学校定時制課程において行う教育を受ける生徒とする。

（夜間給食の形態）

第3条 夜間給食は完全給食を行うものとする。

（給食内容）

第4条 完全給食の内容は、夜間学校給食実施基準に準ずるものとする。

（経費負担）

第5条 完全給食に要する経費の一部は完全給食を受ける生徒の負担とする。

2 前項の完全給食に要する経費の公費負担額は、川崎市教育委員会教育次長（以下「教育次長」という。）が別に定める。

（校長の責務）

第6条 定時制課程を置く高等学校の校長（以下「校長」という。）は、夜間給食やその容器等を管理し、適切な衛生管理を図り、夜間給食の円滑な実施の確保に努めるものとする。

（実施等）

第7条 夜間給食は、原則として授業日の夕食時に行うものとする。

2 校長は、夕食時を定めるに当たっては、生徒の保健衛生及び授業の運営に支障のないよう留意しなければならない。

（実施計画書の提出）

第8条 校長は、夜間給食実施計画書（第1号様式）を次の期日までに川崎市教育委員会事務局健康給食推進室長（以下、「健康給食推進室」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|-----------|---------|
| （1） 第1学期分 | 3月末日まで |
| （2） 第2学期分 | 7月末日まで |
| （3） 第3学期分 | 12月末日まで |

（夜間給食の発注）

第9条 夜間給食の発注は校長が、1ヶ月を単位とし、給食を行う前週の月曜日までに、夜間給食発注・変更書（第2号様式）により健康給食推進室長に提出するものとする。

2 前項により通知した、第2号様式に変更を必要とする場合、校長は同発注書の変更欄に食数を記載し、給食を行う日の4日前（土日祝日を除く）までに、健康給食推進室長に提

出するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 校長は該当月の夜間給食実績報告書(第3号様式)を翌月5日までに健康給食推進室長に提出しなければならない。

(給食日誌)

第11条 校長は夜間給食の適正を期するため、給食日誌(第4号様式)を記入し、1年保管しなければならない。

(事故報告)

第12条 校長は夜間給食に係る事故が発生したとき、速やかにその状況を事故報告書(第5号様式)により健康給食推進室長に報告しなければならない。

(帳簿等)

第13条 校長は夜間給食の適正を期するため、第1号様式から第5号様式のほか次の諸帳簿を備えなければならない。

- (1) 事業者が発行する夜間給食受領書(受領日、食数、学校名、受領者名を記載)
- (2) その他夜間給食実施に関し必要な書類

(用途外使用禁止)

第14条 夜間給食は、他の用途に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。